

令和 7 年度公社等外郭団体の点検評価等

(点検評価等対象年度：令和 6 年度)

	令和 6 年度公社等外郭団体の点検評価等について	1
1	公益財団法人ふくしま自治研修センター	3
2	福島県土地開発公社	4
3	公益財団法人福島県文化振興財団	5
4	公益財団法人ふくしま海洋科学館	6
5	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構	7
6	公益財団法人福島県国際交流協会	8
7	社会福祉法人福島県社会福祉事業団	9
8	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	10
9	公益財団法人福島県産業振興センター	11
10	公益財団法人福島県観光物産交流協会	12
11	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	14
12	公益財団法人福島県農業振興公社	15
13	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	17
14	公益財団法人福島県栽培漁業協会	18
15	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	19
16	福島県道路公社	20
17	一般財団法人ふくしま市町村支援機構	22
18	公益財団法人福島県下水道公社	23

令和7年10月

福島県行財政改革推進本部
(公社等外郭団体見直し部会)

令和7年度公社等外郭団体の点検評価等について

「公社等外郭団体への関与等に関する指針（平成16年10月29日 行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定。以下「関与等指針」という。）」に基づき、公社等外郭団体（以下「公社等」という。）の主体的、自立的な経営を促進するために実施した、公社等の令和6年度における「運営状況等に関する調査」及び「点検評価」（以下「点検評価等」という。）の実施方法とその結果は、次のとおりである。

1 点検評価等の実施方法

（1）基本的考え方

マネジメントサイクルが確立され、「成果重視の主体的・自立的な公社等経営」が確保されているかを評価

県行政の補完的業務を担い、県と連携しながら県民サービスの向上に努めなければならない社会的責任を負うことに鑑み、各公社等が経営目標を設定し、コスト意識を持った経常的な点検評価、見直しなどを行うマネジメントサイクルが確立され、計画的かつ適正な業務運営が図られているかを評価することを基本とする。

（2）点検評価等の視点と主な評価項目

《視点1：計画性》

公社等経営の理念・目標・方針等が、各種計画等に反映され、事業の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメントサイクルの視点

〔評価項目：定性指標〕

- 各種計画の目標値と実績の差異の分析
- 環境変化、住民ニーズの的確な把握 など

《視点2：経済性・効率性》

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

〔評価項目：定量指標〕

- 施設等稼働率・収支比率・人件費比率 など

〔評価項目：定性指標〕

- 収支バランスや収入増加策の評価
- 経費削減策の評価
- サービス向上策の評価 など

《視点3：個別課題への対応状況》

各公社等の個別課題の取組状況・進捗管理

(3) 点検評価等の実施方法と視点

① 一次点検評価【公社等による点検評価等】(令和7年7月実施)

ア 実施方法： 公社等は、「付表（運営状況等に関する調査）」を作成するとともに、自ら点検評価を行った上で、「点検評価表」を県の所管部局長に提出する。

イ 視点： 「経営責任者による主体的な点検評価等」がなされること。

② 二次点検評価【県所管部局による点検評価等】(令和7年7月実施)

ア 実施方法： 所管部局長は、「付表」の内容を検証するとともに、二次的な点検評価を行った上で、「点検評価表」を総務部長に提出する。

イ 視点： 「所管部局長としての責任ある公社等の点検評価等」及び「部局長自身の責任ある関与状況などの点検評価」がなされること。

③ 三次点検評価【総務部による点検評価】(令和7年8月実施)

ア 実施方法： 各所管部局長から提出された「点検評価表」について、総務部において、三次的な点検評価を行う。

イ 視点： 「統一的・客観的な点検評価」であること。

④ 点検評価等結果の公表

ア 実施方法： 点検評価等の結果について、概要等を県ホームページ等で公表する。

イ 視点： 「行政の透明性の確保と説明責任の遂行」を果たし得る公表内容であること。

2 点検評価等の結果

関与等指針対象の18公社等の三次点検評価等の結果は次のとおり。

公社等名称	公益財団法人ふくしま自治研修センター
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和3年度に策定した「第2期中期経営計画（令和4年度～令和8年度）」において、中期的な視点からセンターの基本理念の具現化に向けた経営方針及び活動計画を明確にしている。また、「研修基本要綱」を策定し、県内自治体の課題やニーズに応じた研修を計画的に実施するとともに、受講者アンケートによる効果測定や研修評価会議による評価に基づき研修内容の見直しを図るなど、効果的な事業執行に努めている。 ■ 法人の収入は、県及び（公財）福島県市町村振興協会等からの費用負担によって成り立っており、今後も県等においては厳しい財政状況が続くと考えられることから、引き続き、様々な経費削減の努力を行うなど、効率的な運営を実施していくことが求められる。 ■ なお、令和6年度収支は2,634千円の支出超過となったが、政策形成支援事業資産の取崩しにより対応しており、借入金や欠損金は生じていない。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 令和6年度の研修部門は、受入実績が5,222人（令和5年度から▲677人）となっている。 ■ 基本研修に「新規採用職員（社会人経験者）研修」を新設したほか、選択研修は再編し、マネジメント能力開発等の3講座を新設するなど、ニーズに応じた研修事業の実施に努めている。 ■ 政策支援部門では、政策形成実践研修（第1回：平田村・田村市、第2回：会津坂下町・棚倉町・広野町）や政策形成アドバイザー支援事業8件（伊達市、南相馬市等）、政策課題セミナー（テーマ：行政DX）を実施するなど、県内自治体のニーズを踏まえたきめ細かな支援に努めている。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 東日本大震災からの復興・創生等に向け、様々な行政課題に対応できる人材の育成や専門的かつ高度な政策支援が求められることから、引き続き、「中期経営計画」や「研修基本要綱」に基づき、各自治体職員の資質向上・能力開発を目指した研修を計画的・効果的に実施していくことが求められる。 ■ また、政策形成支援事業については、シンクタンクふくしま再編時における余剰財産や寄付金を充てているが、今後も安定的に事業を実施していくための財源を検討していく必要がある。	

公社等名称	福島県土地開発公社
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 平成26年度以降の業務が債権管理のみになることから、平成26年3月に「福島県土地開発公社経営方針」を改訂し、更に令和3年3月には、「本宮市工業等団地造成事業」の未収金（支払猶与分）6.5億円の償還期間に合わせて、経営方針実施期間を令和8年度まで延長する改訂を行い、組織体制や業務執行体制の見直しを中心とした経営改革を実施している。 ■ 令和6年度収支は、長期国債の活用等による事業外収益の確保や人件費及び管理費の削減の結果、20,552千円の黒字となっており、債権の適正な管理及び経費等の削減に努め、事業の縮小を踏まえた効率的な経営が行われている。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ いわき四倉中核工業団地造成事業用地については、平成25年度に1区画を分譲し、27区画中13区画が販売済みとなり、残った事業用地は県に有償譲渡し、当公社が保有する事業用地を全て処分している。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 当公社については、平成17年3月の公社等外郭団体見直し部会で、新規事業には着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制の合理化を進めることとされ、将来的には解散する方向性が示されている。 ■ 組織・人員体制については、平成26年度限りで公社常勤職員を廃止し、県土地水対策室職員（他団体事務従事）のみの体制としている。 ■ 最後の継続事業であった「いわき四倉中核工業団地整備事業」については、平成25年度に県が当公社の持ち分を買い戻して清算し、当公社の土地取得造成事業は全て終了するとともに、令和2年度で債権回収も終了している。 ■ 現在の業務は「本宮市工業団地造成事業」に係る債権管理のみとなっているが、令和6年度は償還計画のとおり全額回収（100,000千円）しており、引き続き、確実な債権回収に努め、債権管理業務の終了後には公社を解散することとしている。	

公社等名称	公益財団法人福島県文化振興財団
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 平成24年度に実施した県からの追加の出えん及び財団法人福島県文化振興基金の財産承継など、継続的に財務基盤の安定化を図るとともに、「経営計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき利用料金等の自主財源の確保に努めている。 ■ 令和6年度収支は、令和4年3月福島県沖地震被害による県文化センター大ホールの利用休止に加え、令和6年7月からの文化会館全体の工事休館の影響もあり、利用料金収入が引き続き低調に推移しているが、補助金や助成金の獲得、経費節減等に努めたことなどにより、収支は65,959千円の黒字となっている。 ■ 引き続き、経営計画に基づき財務基盤の強化を図りながら、芸術文化の振興や文化財等の調査研究等の事業を効果的・効率的に進めていくことが求められる。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 県文化センター及び県文化財センター白河館（まほろん）の指定管理を令和6年度から令和10年度までの5年間受託している。 ■ 令和6年7月からは文化会館全体が工事休館となっているが、外部資金を活用した県内各地における文化事業（アウトリーチ）を実施するとともに、学芸員やアーティストを活用した学校訪問を行うなど、県民のニーズに応じた事業実施に努めている。 ■ また、県文化センターにおける主催事業のアンケートや利用者アンケート、福島県文化財センター白河館（まほろん）における有識者で構成される運営協議会の設置により、利用者や外部委員等の評価及び意見を取り入れるとともに、キャッシュレス決済サービスやWi-Fiスポットの提供、同スポットを利用したデジタルコンテンツの充実など、県民へのサービス向上を図る取組が行われている。 ■ 令和6年度における県文化センターの利用者数は約6万6千人（前年度：約17万9千人）、県文化財センター白河館（まほろん）の利用者数は約3万2千人（前年度：約4万2千人）となった。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 令和6年7月からの文化会館全体の工事休館の影響が大きいですが、県民が文化に触れる機会を提供していくため、引き続き、当財団が有している専門性やこれまでの経営ノウハウ等の資源を最大限に生かし、魅力ある事業の企画・誘致や営業活動等により、更なるサービス向上を図り、利用者数や利用料金収入等の確保に取り組んでいく必要がある。 ■ 埋蔵文化財発掘調査事業については、今後の業務量の推移を踏まえ、中長期的な視点で組織・人員体制の在り方を検討していく必要がある。	

公社等名称	公益財団法人ふくしま海洋科学館
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和6年3月に策定した「中期経営計画（令和6年度～令和10年度）」において、成果目標を数値化し、事業の点検評価を行っていることに加え、来館者へのアンケート調査や地域の団体との意見交換等を通して、利用者や地域ニーズの把握に努めるなど、様々な角度からマネジメントサイクルの確立に取り組んでいる。 ■ 令和6年度収支は、各種企画展及び関連イベントの実施、提携する地元宿泊施設等の宿泊者限定のチケット販売などにより、目標を上回る入館者数を確保することができ、91,454千円の黒字となった。 ■ 引き続き近隣施設との連携や展示の充実により入館者数の増加を図るとともに、事業の見直しの検討や経費の削減など、より効果的かつ効率的な運営に取り組んでいく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 年中無休の営業（臨時休館を除く）や開館時間の延長、年間パスポートの販売、入館料割引特典等によりリピーター増に努めるとともに、クレジット端末付き無人券売機及び Web チケットの導入など入館券の外販強化や SNS による情報発信に努めるなど、来館しやすい環境づくりに取り組んでいる。 ■ また、解説員の配置による体験活動の充実、季節毎のイベントの実施などにより魅力向上を図り、入館者サービスの向上に努めている。 ■ 令和6年度の入館者数は、前年度から増加し、震災後最多の約62万人（令和5年度：約61万人）となった。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 展示のリニューアル等により、入館者数は増加傾向にはあるものの、依然として震災前の水準までは回復していないことから、引き続き、社会環境の変化や近県水族館のリニューアル等業界環境の変化といった現状を分析し、より効果的な広報活動やサービスの向上、近県水族館との更なる差別化など、県と連携を図りながら利用者数の増加に向けた取組を強化していく必要がある。 ■ 県職員の派遣については、指定管理者として他の民間団体等との公平性を確保し、財団の主体的、自立的な経営を促進するため、計画的に削減を検討していく必要があるが、令和6年度においても常勤役職員を4名派遣していることから、引き続き派遣の見直しを図り、県関与の縮小に努めていく必要がある。	

公社等名称	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画（令和3年4月から福島復興再生計画に移行）において、福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）に関連する取組を一貫して推進する役割・機能を担う機関として、平成29年7月25日に設立され、より公益性の高い事業を展開するため、平成31年1月に公益財団法人の認定を受けた。 ■ 令和6年度の収支は、10,865千円の黒字となっているものの、収入の大半は県からの補助金及び委託料であり、国や研究機関等からの外部資金など、自主財源の確保に取り組み、財政基盤を強化していく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 構想の実現に向け、福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町）、東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉町）の拠点施設の指定管理者制度による運営やふくしま12市町村移住支援センター（富岡町）の運営とともに、産業集積・ビジネスマッチング、交流人口拡大、教育・人材育成、情報発信の各種取組を県と一体となって展開している。 ■ 令和6年度は、6月に締結したF-R-E-I（福島国際研究教育機構）と県との包括連携協定に基づき、F-R-E-Iとイノベ構想関係者との連携支援に取り組んだほか、重点6分野に関連する事業者の育成・集積を促進するため県内企業の支援等を行った。また、構想の実現に寄与する人材の育成を目的とした「ふくしまイノベ未来講座」の実施など自主事業の充実に努めた。 ■ 構想の推進のため、各種事業に参画する企業や大学、研究機関、国・県・市町村等、産学官の連携を強化し、ニーズを的確に把握するとともに、機構内部における部門間の連携をより一層強化し、各種事業を有機的かつ効果的に実施する必要がある。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 令和3年3月に策定した「中期事業計画」（令和3年度～令和7年度）に基づき、事業の進捗管理や予算確保・経費削減などマネジメントサイクルの確立に着実に取り組み、各種事業の効果的・効率的な実施を図っていく必要がある。 ■ 東日本大震災・原子力災害伝承館の指定管理事業やふくしま12市町村移住支援センターの運営事業、F-R-E-Iから受託する福島ロボットテストフィールドの管理運営事業など、機構の事業は多岐にわたることから、安定的な事業実施に向け、必要な組織人員体制及び財政基盤の強化並びにノウハウの蓄積と安定的な事業運営を目的としたプロパー職員の確保・育成等について、引き続き検討を進めるなど、中長期的な視点の下、主体的・自主的な運営に努める必要がある。	

公社等名称	公益財団法人福島県国際交流協会
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和3年3月に策定した「第6期運営基本計画」（令和3年度～令和7年度、以下「基本計画」という。）に基づき、財源の確保と経費の削減及び効率的な業務運営に努めながら、主体的、自立的な経営に取り組んでいる。 ■ 基本計画に基づいて、国際交流活動の更なる推進を図った。 公益目的事業のみの事業運営としていることから、国、関係機関の補助金や民間助成金の獲得など、収入確保に努めている。 令和6年度収支は、6,180千円の赤字となっており、収支改善に向け、引き続き、多様な財源確保と適正な資産管理に努めていく必要がある。 ■ 主な事業では、参加者等へのアンケートによる事業効果の検証を実施し、適宜内容の見直しを行うなど、マネジメントサイクルによる経営が適切に行われている。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 各事業における具体的な数値目標を設定して事業を展開するとともに、外部有識者を含む評議員会などにおいて、取組状況等の定期的な報告等を行っている。 また、従前からの土曜日開所を継続しているほか、オンラインと対面のハイブリッドによる研修会やセミナーの実施や相談窓口におけるSNSの活用など、利用者の利便性向上を図る取組を進めている。 ■ ホームページにおいて、地域の生活情報や災害等に関する情報を多言語で掲載するとともに、各種SNSを活用し、多くの外国人住民へ情報が届くよう情報発信の強化に努めている。 ■ 会員数及び賛助会費収入は減少傾向にある。人口減少や物価高騰などの厳しい社会経済情勢、個人会員の高齢化など、新規会員の獲得や既存会員の継続に向けた取組に影響を及ぼしており、会員数は個人会員が51人（前年度64人）、団体会員が47団体（前年度52）、賛助会費収入が694千円（前年度718千円）と減少している。 ■ 県内の外国人住民は、19,650人（令和6年12月末現在）と過去最多となっており、国籍も多様化する中、外国人住民への災害時の支援や国際交流に関する多様な主体とのネットワーク構築、グローバル人材の育成など、ニーズの変化を捉えたきめ細かな対応を行っている。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 協会における最大の自主財源は基本財産の運用収入だが、長期にわたる低金利情勢により運用益の確保が困難な状況である。一方、物価高騰等により事業費や固定費が増加傾向にあり、厳しい財務状況が継続している。 これらを踏まえ、賛助会費収入の確保はもとより、国や関係機関、民間団体の助成制度の活用など、多様な財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや今後の組織・人員体制について更なる検討が必要である。	

公社等名称	社会福祉法人福島県社会福祉事業団
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和5年3月に策定した「中長期経営計画（令和5年度～令和14年度）」に基づき主体的、自立的な経営が行われている。 ■ 令和6年度収支は、障害福祉サービス報酬改定など収支悪化要因はあったものの、老朽化したやまぶき荘及びからまつ荘の建替に係る建設積立金の取崩等により、37,431千円の黒字となった。 ■ これまで入所定員の見直し、職員定員削減などを実施しているところであるが、老朽化施設の改築、浪江ひまわり荘の運営、太陽の国クリニックの経営改善、不足する福祉人材の確保や物価・人件費高騰への対応など、多くの課題を抱えていることから、より一層の経費削減に努めつつ、引き続き、サービスの質の維持・向上、経営の安定化・自立化に積極的に取り組んでいく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 面談や懇談会、満足度調査等を通じて入居者、家族及び地域のニーズを把握するとともに、施設サービス評価外部委員など第三者の視点を活用したサービス改善に努めている。また、人材育成のための階層別研修等を充実させるとともに、権利擁護及び通報意識の強化に取り組んでいる。 ■ 令和4年9月に発生したけやき荘での虐待事件を受け、令和6年7月に福島県社会福祉事業団権利擁護調査委員会を設け、外部講師によるアンガーマネジメント研修の開催や虐待防止に関する指針の見直しなど、虐待根絶と再発防止に向けた取り組みの充実を図っている。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 県立社会福祉施設等の指定管理者として、当該施設の管理運営を行っているが、事業団が有している経営資源やノウハウ等を活用し、更なるサービス向上策について継続的に検討していく必要がある。 ■ 指定管理者制度を導入している太陽の国においては、平成30年3月に策定した「太陽の国見直しに係る実行計画」に基づき、太陽の国病院の診療所化の取組を進め、令和3年4月には診療所化し、太陽の国クリニックとなった。 施設全体の在り方について、令和7年度においては、見直しに係る手順、方策、時期等を定めた工程表を策定等が予定されており、引き続き、具体的に検討していく必要がある。 ■ 原子力発電所事故に伴い太陽の国に避難している浪江ひまわり荘については、生活インフラの整備状況等により帰還時期が不透明な状況にある。 今後、避難生活が一定期間継続する可能性が高いが、令和3年4月より新たな仮設施設が開設しており、利用者へのサービス提供や処遇、居住環境等が改善されている。 新たな仮設施設での運営が開始されたことから、浪江町内に所在する施設建物の今後の在り方については、引き続き、検討が必要である。	

公社等名称	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 平成30年3月に、数値目標を盛り込んだ「経営計画(平成30年度～令和4年度)」を策定し、評価及び検証を定期的に行いながら、施設運営及び各種事業計画に反映させている。 また、令和5年3月には、「経営計画(令和5年度～令和9年度)」が策定されたことから、本計画に基づいた適正な事業運営が求められる。 ■ 令和6年度収支は、青少年会館において不採算部門(宿泊事業)の休止や会場使用料収入が増加したことにより、令和元年度以来5年ぶりに553千円の黒字となった。 ■ 青少年会館については、県中央児童相談所の移転・新築に伴い、令和8年6月をもって閉館することとなったが、閉館までは引き続き、運営費等の支出削減に努めるとともに、青少年会館と男女共生センターの二館が連携して経営の効率化を行っていく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 青少年会館の利用者数については、青少年団体をはじめ、学校、文化・スポーツ団体、一般利用者にも幅広く利用促進を図ったことから、研修室利用件数は増加(前年度比155.5%)した。 男女共生センターの利用者数については、研修室や宿泊室等施設設備の一部改修等の環境整備を行い利用促進に努めたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後もオンライン研修が定着したこと等から回復が鈍く、目標数値を下回っている。 引き続き、積極的な施設利用のPRに努めるとともに、より魅力のある事業の展開等により、利用者数の増加に向けて取り組んでいく必要がある。 ■ 青少年会館においては、施設・設備の老朽化が進んでいること踏まえ、体育館バルコニーシートの補修やレストランの電気配線更新など、利用者の利便性の向上、利用促進に努めている。 また、男女共生センターにおいては、広報誌やホームページ、SNS等の媒体を通して、男女共同参画の啓発とセンター事業の広報を行うとともに、施設利用者や事業参加者からのアンケート調査により、サービスの見直しや事業検討に係る取組を進めている。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 自己資産である「青少年会館」と県の公の施設である「男女共生センター」という2つの性格の異なる施設を管理運営している。 昭和54年に建設された青少年会館については、令和8年6月に閉館することから、閉館後も残る業務の移転先、移転後の実施体制等について検討が必要であり、男女共生センターについては老朽化が進んでいる施設の計画的な改修や研修室等の利用率向上に向けた取組を進めていく必要があることから、法人経営会議(平成26年度に設置)において、両施設の経営状況や課題等を整理し、より効果的・効率的な運営について、組織・人員体制の再構築も含めて具体的な検討を進めていく必要がある。 ■ また、令和3年12月に改定された「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえた男女共同参画社会の更なる推進や、平成27年度に開設した「ふくしま結婚・子育て応援センター」の運営など、新たなニーズに対応するため、職員の資質向上や人材の確保が求められている。	

公社等名称	公益財団法人福島県産業振興センター
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和4年6月に策定した「中期事業計画（令和4年度～6年度）」に基づき、事業ごとに成果目標を定めるとともに、法令遵守やマネジメントサイクルを規定し、適切に自己評価を実施するなど、主体的な経営に取り組んでいる。 ■ 令和6年度収支は、経常増減としては38,126千円の支出超過となっているが、これは機械貸与事業の貸倒引当金繰入の増加のほか、産業交流館にて修繕や備品整備を行ったことが主な要因であるため、実質的にセンターの資産が毀損しているわけではない。 今後も、事業収入の確保や指定管理施設の積極的な利用促進など、事業業績の向上策を検討していく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 中核的中小企業支援機関として、各種コンサルティング、設備投資支援、人材育成支援など、東日本大震災及び原子力災害、令和元年東日本台風の被害を受けた県内中小企業の支援に取り組んだ。また、次世代産業等の育成支援として、「再生可能エネルギー産業集積・育成事業」や「ふくしま産業応援ファンド事業」、「地域課題解決型起業支援事業」等に継続して取り組むとともに、創業支援機関等のネットワーク強化、テック系スタートアップ向けのセミナーを開催するなど、県内中小企業の新製品・新技術開発や新分野進出に加え、新たな創業等に対する支援を強化し、県内中小企業の高付加価値化や本県産業の活性化に資する事業を展開している。 ■ 中小企業活性化協議会を拠点として、経営課題を抱えた中小企業からの幅広い相談に145件対応（前年度比+58件）し、中小企業等の各フェーズに合わせた経営改善支援を引き続き実施したほか、「福島県経営改善支援センター」での中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を図るための経営改善計画策定支援を79件（同▲18件）実施した。 物価高騰や人手不足の影響等により、中小企業等を取り巻く環境は大きく変化していることから、引き続き企業ニーズに即した継続した取組が求められる。 ■ 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）及びコラッセふくしまについて、各施設の稼働率が、ビッグパレットふくしま多目的展示ホールが45.3%（前年度比+4.3%）、同コンベンションホールが53.8%（同▲1.4%）、コラッセふくしまは福島県中小企業振興館が40.6%（同▲7.2%）、福島市産業交流プラザが58.3%（同▲4.1%）と一部施設で稼働率の減少がみられることから、主催者等の大規模催事開催に対する意識変化や大規模会議のオンライン化等、コロナ禍以降の行動変容をしっかりと捉え、施設の利用促進に向けた取組を実施していくことが求められる。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 自主事業の実施に当たっては、県内中小企業のニーズやコロナ禍以降の行動変容等を把握した上で、商工団体等関係機関との連携や役割分担を考慮しながら、震災や災害等の影響を受けた県内経済に即応した機動性の高い事業を、効果的・効率的に実施していくことが求められる。 ■ 現状、県職員3名を派遣しており、引き続き、センターの主体性、自立性の発揮に向けては、民間企業からの派遣受入れ拡充、プロパー職員の採用、養成により、県派遣職員の段階的な削減を検討していく必要がある。	

公社等名称	公益財団法人福島県観光物産交流協会
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 原子力災害の影響による観光業や県産品の深刻な風評被害の状況や、新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた「第3期中期事業・運営計画（令和4年度～令和8年度）」を策定し、観光誘客の目標、各施設の運営目標、経営基盤の回復・強化を図るための収支目標を定めるとともに、目標達成のための経営方針や事業体系を定めている。 ■ 令和6年度収支は、インバウンド関係の委託事業等の受託に加え、福島県観光物産館及び日本橋ふくしま館における売上額がいずれも過去最高を更新するなど、顧客ニーズを捉えた積極的な販売活動等により、協会の当期一般正味財産増減額は37,438千円の黒字となった。 引き続き、運営資金の確保に努めるとともに、営業強化及び経費削減など持続可能な経営を行っていく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 福島県観光物産館は、新商品や季節商品、話題性のある商品の紹介・展示・販売を行うとともに、ふくしまラウンジメニューの充実、切れ目のない飲食の提供等により、新たな客層の開拓や利用者の満足度を高めるような取組を行った。 また、サクランボ、桃等の果物の販売強化や自家用・お土産用としての菓子類の取扱数を増やすなど、幅広い年齢層に対応する品揃えに努めるとともに、ブランド牛などの加工品販売やテイクアウトメニューの開発、年間を通じた常磐ものの海産物販売に取り組んだ結果、売上額は956百万円（税抜）となり、過去最高を更新した。 また、日本橋ふくしま館においても、開館10周年を迎え、切れ目のない催事によるにぎわい創出や旬の商品、話題性のある商品など魅力ある県産品の品揃えの充実を図るとともに、積極的な外販対応の実施により、売上額は449百万円（税抜）と過去最高を更新した。 引き続き、新たな商品開発や季節を捉えたイベントを開催するなど、新たな顧客の獲得とリピーターの拡大を図っていくことが求められる。 ■ 観光部門については、本県全域を対象とする地域連携DMOとして各観光関係団体等と連携し、地域が主体となった観光地域づくりを推進するとともに、国内誘客事業と海外誘客事業、ホープツーリズムと教育旅行の各業務の連携強化を図りながら、効果的な事業展開に努めた結果、ホープツーリズムツアー販売事業実績は全体で438件、19,071人となり、件数は前年度比1.11倍、参加人数は前年比2,595人増となった。 引き続き、協会ホームページ、SNS及び協会の英語サイト「Fukushima Travel」等による更なる情報発信に加え、旅行会社や関係団体等との連携を強化し、更なる旅行需要の回復を図る取組が求められる。 ■ 施設管理運営事業について、くろがね小屋は、令和5年4月から建替工事に伴い営業を休止しているものの、県との連携のもと工事の進捗状況などに関する情報発信や工事業者からの委託による登山道のパトロールなどを行うとともに、周辺地域をめぐるモニターツアー「ほんとの空ツーリズム」の実施やオリジナル商品の作成・販売により、休止期間中も認知度の維持とPRを図った。 天鏡閣・迎賓館については、季節に合わせたイベント開催、ステンドグラスや水彩画などの美術作品の展示会等により施設の活用と誘客促進を図るとともに、ホームペ	

ージやSNSによる情報発信を積極的に行い、認知度向上と新規顧客の確保に取り組んだ。

引き続き、施設の適切な維持管理を行うとともに、新規来訪者獲得に向けた魅力の発信に取り組む必要がある。

（３）民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性

- 観光物産館及び天鏡閣の指定管理者として、来館者のニーズを的確に把握するとともに、新たな商品開発や季節を捉えたイベント開催等により、顧客満足度を向上し、新規顧客及びリピーターの拡大を図っていく必要がある。
- 協会の活動強化及び安定的な財源確保のため、新たな会員確保に努めるとともに、公益法人として公益目的事業を確実に実施し、収益事業についても安定的に運営を行えるよう、新たな収益事業などの収入確保策を検討する必要がある。
- 現在、県職員を２名派遣しているが、協会の主体的、自立的な運営のため、平成２９年３月に策定した「人材の確保及び育成による組織運営の充実強化方針」に基づき、プロパー職員の採用、養成の充実強化により、引き続き、県派遣職員の削減を検討し、進めていく必要がある。

公社等名称	一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 平成25年5月1日、本県の医療関連産業集積を進めるために設立され、県と一体となって医療機器関連産業の振興に向けた各種事業を展開している。 ■ 平成28年11月に「ふくしま医療機器開発支援センター」の運営を開始したが、各種認証取得の遅れ等により、事業収入が当初の見込みから大幅な相違が生じたことから、平成30年度～令和2年度の収支計画も含む「経営改善計画」を平成30年3月に策定し、抜本的な経営見直しを実施。現在、事業計画書（令和3年度～令和7年度）に基づき、センターの安定的な管理運営、収入の確保等に努めている。 ■ 令和5年度に実施した国立研究開発法人日本医療研究機構（AMED）の公募事業の成果を踏まえて、病院や各地の支援拠点等との連携、大学、学会等との協力関係を強化したことで、安全性試験の相談や受注、マッチング依頼などの増加につなげた。 ■ 令和6年度収支は、147,503千円の黒字となり、期末の正味財産残高は前年度からの繰越金を加え、422,760千円となった。一方で、当期収入全体に占める県等からの補助金や委託料等の割合は74.8%と、昨年度と比較して3.7%改善したものの依然として高い水準にあること、収益部門の目標達成率がいずれの試験内容においても目標を下回っていることから、引き続き、主体的、自主的な運営に向けた経営改善の取組が求められる。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 県からの補助または委託を受けて開催している医療福祉機器産業協議会等を運営し、医療機器関連企業同士のネットワーク形成等に貢献している。 学会や展示会への出展を始め、外部研修に積極的に参加することで最新の医療機器産業の動向等を把握している。 ■ 第20回記念となるメディカルクリエーションふくしま2024を開催し、県内企業・医療機器メーカーだけでなく、支援機関・研究機関の出展を増やすことで、ビジネスマッチングの機会創出につなげた。 さらに、外部視察の積極的な受入や、小中学生や保護者を対象とした医療機器体験学習イベント「メディカルパーク」の開催のほか、中学生を対象に学びの要素を高めた「メディカル塾」を初開催するなど、センターの認知度向上に努めた。 新たな取組の効果を見極めながら、引き続き、センターの認知度向上や利用率向上に向けた取組を進めていく必要がある。 ■ 各事業の実施に際しては、新たな顧客獲得のための営業活動の継続・強化と、顧客ニーズに対応するため、プロパー職員の技術力と専門性、サービス業としての意識の向上に努め、更なる利用促進を図る必要がある。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏えた今後の方向性	
■ 「ふくしま医療機器開発支援センター」の円滑な運営に向け、安全性評価機関としての信頼性の確保、認証適用範囲の拡大、医療機関や医療機器メーカーのニーズ把握、利用促進に向けた広報・営業活動などによる利用料金等の収入確保と、経費節減に努め、財政基盤の強化を図っていく必要がある。 ■ 現状、県職員4名を派遣しているが、今後、機構の主体的、自主的な運営に向けて、必要な知識や経験を有する人材確保及び育成による組織体制の強化を図るとともに、国・市町村、大学や医療機関など関係機関との連携強化が必要である。	

公社等名称	公益財団法人福島県農業振興公社
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和2年3月に策定した「福島県農業振興公社中期経営計画（令和2年度～令和6年度）」に基づき、健全経営の維持や公益事業の計画的かつ着実な推進に取り組んでいる。 その上で、新規就農者の確保・対策強化や農地中間管理事業の役割強化など、公社を取り巻く環境変化を踏まえ、令和6年6月に1年前倒しで、新たな「福島県農業振興公社中期経営計画（令和6年度～令和10年度）」を策定した。 同計画に基づき、収支相償や公社を取り巻く環境変化に適切に対応しながら、公社の健全かつ安定的な経営に取り組んでいる。 ■ 公益法人への移行に向けて、平成24年度に棚卸資産である保有地を時価評価したこと等により計上した多額の累積欠損金については、公社の自助努力と平成25年度から3年間に及ぶ県の財政支援により平成27年度末で解消されている。 令和6年度収支は、国補助金の内示割れに伴う公社自主財源の充当の増額、給与のベースアップや福利厚生の実施等による人件費の増額等により、16,051千円の赤字であった。今後は、収支相償を念頭にしつつ、自己財源である手数料等の収入の確保や経費の節減により、単年度黒字となるよう努めていく必要がある。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 長期保有地である磯部地区（相馬市）について、農用地区域外とされたことから、農業利用に限らず売却することとしているため、引き続き売却先に係る情報収集を行いながら、早期売却に努める必要がある。 ■ 平成26年4月から開始した農地中間管理事業については、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に則し、令和13年度までに約10万haを集積する目標を掲げ推進している。令和6年度の農用地等の貸付実績は1969.6ha（計画2,400ha）であり、引き続き取組を推進していく必要がある。 ■ 福島復興再生特別措置法の改正に伴い、原子力被災12市町村の営農再開を加速させるため、令和3年度から被災地対策室を設置するとともに、市町村に駐在して農地集積等の相談にあたるコーディネーターを配置し、農地の利用集積・集約化を推進している。 ■ 就農促進関係事業については、福島県農業経営・就農支援センターにおいて、関係団体と連携しながら、新規就農希望者への就農準備資金の交付や、就農相談、青年農業者の活動支援を行うなど、新規就農者の確保・育成や経営改善の支援に努めている。 また、令和4年度から各農林事務所に就農コーディネーターを1名ずつ、計7名配置し、現場に密着した相談活動等による関係機関・団体との連携強化を図っている。 ■ 特定鉱害復旧事業については、東日本大震災とその後の余震等により発生した浅所陥没等事故4箇所の復旧を着実に実施している。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 県は、当公社が県行政を補完する公益事業のみを実施していること等を踏まえ、平成25年度から公社の財務健全化に向けた必要な財政支援を行っているが、公社においても更に主体性を持って独自の取組を強化し、経営状況の改善に努め、県の財政支援の縮減を図っていく必要がある。	

- 農地中間管理事業については、目標達成に向けて、地域の合意に基づく集団的な利用調整を進めるなど、関係機関・団体と連携した効果的な取組を強化し、生産性の高い農業構造を実現していく必要がある。併せて、当該事業に対する国の助成等を活用しながら、自己財源である手数料収入の確保に努める必要がある。
- 開発関連長期保有地については、早期売渡が求められており、今後も引き続き関係機関との協議を重ねるなど、処分に向けた取組を強化する必要がある。
一般長期保有地については、残りが僅かとなっており、関係機関と連携しながら、全てを早期に処分できるよう取組を継続することが必要である。
- 公社が今後も安定的かつ継続的に事業を推進していくため、平成29年8月に「人材育成計画」を策定し、人材育成に取り組んでいるところであり、必要な資質や能力を得るための研修や支援策、支援体制の構築等について、引き続き実施する必要がある。

公社等名称	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和6年5月に策定した「第3次緑の森づくり新生プラン（令和6年度～令和10年度）」（経営改善計画）に基づき、公社自ら人件費等管理経費の節減や森林施業の合理化、土地所有者の協力による分収割合の見直し、公庫借入金の繰上償還を進めるなど、経営の抜本的な改善策に取り組んでいる。 また、毎年度の実績について「経営改善管理委員会」による取組成果を検証し、次年度事業計画への反映など、マネジメントサイクルが確立されている。 ■ 令和6年度収支は、施設整備等による分収林伐採による補償金収入の減により6,863千円の赤字となった。 ■ 投入した資金が収益として回収されるまで長期間を要するという分収林事業の特殊性から、必要な資金の大半を国や県の補助金と、県や日本政策金融公庫からの借入金に依存している。令和6年度決算ベースでは、約48,120百万円の債務を抱えており、非常に厳しい経営状況が継続している。引き続き、収入の増加や経費の削減など、経営改善に向けて更なる取組が求められる。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 長期収支改善策の大きな柱である、土地所有者の協力による分収割合の変更契約については、市町村契約は全て完了しているものの、個人・共有地については令和6年度末で70.5%の進捗状況となっている。 今後は、令和6年5月策定の経営改善計画で定める令和10年度まで73.4%を目標に、所有者との粘り強い交渉や説明会の開催など、社員である市町村や地元森林組合等の関係機関の協力も得ながら、土地所有者の理解が得られるよう変更契約手続きを進めていく必要がある。 ■ 長伐期施業を進めるための契約期間の延長については、令和6年度末契約件数で93.5%の進捗状況となっており、進捗が鈍化する中、特に契約期間の満了が迫る案件を優先するなど、引き続き積極的に取り組む必要がある。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 震災により本県の森林整備が停滞を余儀なくされている中、当公社は森林再生に向けて先導的・中核的な役割を担うことが求められていることから、公益法人として、分収林事業を通じ、本県の森林再生に取り組む必要がある。 ■ 公社造林地の実態調査による不採算林の判定基準に基づく不採算林の契約解除や、分収比率の見直し等による収益性の向上、長伐期施業、針広混交林化への転換、J-クレジット制度への取組等により、公社造林地の整理及び債務の圧縮に努める必要がある。	

公社等名称	公益財団法人福島県栽培漁業協会
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 平成30年6月に水産種苗研究・精算施設である「水産資源研究所」（相馬市）が一部開所、平成31年2月には供用開始となったことから、業務内容、生産規模及びそれに対応した組織・人員体制の整備などを踏まえた「第Ⅲ期経営計画（令和6年度～10年度）」を、令和6年2月に策定した。 同計画に基づき、健全運営の維持や公益事業の計画的かつ着実な推進に取り組んでいる。 ■ 令和6年度収支は、16,718千円の黒字であった。正味財産は81,704千円減少したが、債券の評価替えによる一時的なものであり、経営に特段の問題はない。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 震災後、他海域の種苗生産施設等において種苗生産を行っていたが、福島県の水産種苗研究・生産施設である「水産資源研究所」（相馬市）が平成31年2月に供用開始となり、令和元年度から当該施設において種苗生産を行っている。 ■ 令和6年度においては、「被災海域における種苗放流支援事業（農林水産省）」を活用した県の事業委託を受け、アワビ稚貝約17.3万個、ヒラメ種苗約105万尾を相双、いわきの各海域に放流した。 これらは、見直し後の第Ⅲ期経営計画に基づいた事業目標数量を達成しており、また漁業者等のニーズを踏まえ、安定・効率的かつ種苗に負担のない状態での放流ができるよう努めたものである。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 福島県の沿岸漁業及び底びき網漁業は、令和3年3月に試験操業を終了し、水揚げと流通量を段階的に拡大しつつ、数年後の本格操業への移行を目指しているところである。 ■ この動きを踏まえつつ、「水産資源研究所」において、「第Ⅲ期経営計画」に基づき、県水産業の復興・再生に向けて優良種苗の安定かつ効率的な生産に努めながら、安定的な経営を推進していく必要がある。	

公社等名称	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和6年2月に策定した「中期計画（令和6年度～令和10年度）」に基づき、様々な活動のフィールドとなる森林の管理を行いながら、施設（森林学習施設区域、オートキャンプ場区域）を適切に管理運営するとともに、質の高いサービスの提供と効率的な運営を図るなど、主体的、自主的な経営に取り組んでいる。 ■ 令和6年度収支は、猛暑による外出控え、お盆時期の台風通過、週末ごとの天候不良、大雪により直前キャンセル増加、物価高騰によるレジャー控えもあり、利用が伸びず、3,983千円の赤字となった。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ オートキャンプ場区域（温泉施設を含む）における令和6年度の利用者数は、前年度と比較して約4千人減の約4万8千人、森林学習施設区域（森林館含む）の利用者数は、前年度と比較して約0.4千人減の約9千人となった。 ■ オートキャンプ場区域では、温泉ろ過機や施設のボイラー常設トレーラーの内線電話障害修繕、森林学習施設区域では、枯損木や危険木伐採などを行い、利用者の利便性の向上と安全・安心の確保に努めている。 ■ 幼稚園教諭・保育士を目指す学生と幼児を対象とした「森のようちえん」の定期的な実施や、災害時において野外活動により自らの命を守るため知識を学ぶ「災害対応キャンプ普及活動」、の実施など、利用促進と交流人口の拡大に努めている。 また、大型野生生物から利用者の安全を守るため、朝・夕・夜間の巡回や花火による追い上げ、フェンス、電気柵の管理など、施設利用者の安全確保に関する取組を行っている。 ■ 施設利用者やイベント参加者、他のオートキャンプ場、関係団体・企業などから幅広く情報収集・意見交換を行い、利用形態やニーズの把握・分析に努めている。 また、インターネット予約の活用やネット上での情報発信などを通じ新規利用者の開拓にも力を入れているなど、利用率向上と収入確保に向けた取組について、一定の評価ができる。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ オートキャンプ場については、オープンから約26年が経過し、施設の老朽化が進んでいる中、全国でも人気のあるオートキャンプ場として魅力ある施設の提供を確保するためには、計画的な更新と安定的な財源確保が必要である。 ■ 近年増加している大型野生動物の侵入対策については、施設利用者の安全確保のため、引き続き森林整備や電気柵の設置など対策を強化する必要がある。 ■ ふくしま県民の森（フォレストパークあだたら）の指定管理者として、財団が有している経営資源やこれまでの経営ノウハウ等を生かし、利用者のニーズを的確に把握し、情報発信やサービス提供の仕方を工夫するなど、引き続き利用者の拡大を図っていく必要がある。 ■ 社会情勢の影響により、各種物価や燃料費、光熱水費の値上がりが続く中、コストをできるだけ抑えつつも利用者向けサービスの水準を維持するため、県や関係団体等とも連携しながら経営努力を継続していく必要がある。	

公社等名称	福島県道路公社
-------	---------

(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営

- 令和4年3月に策定した「第6期中期経営計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき、経営改善の取組を計画的に行い、安全・安心・快適な道路環境等の確保と公社経営の効率化に向け、主体的、自主的な経営が行われている。

経営計画マネジメント委員会を開催し、公認会計士及び中小企業診断士の専門委員の評価とアドバイスを受けるなど、経営の安定化に向け取り組んでいる。

令和7年3月には、「第7期中期経営計画（令和7年度～令和9年度）」が策定されたことから、計画に基づく適正な事業運営が求められる。

- 令和6年度の事業収入は、福島空港道路の有料通行台数の増加やあぶくま陸橋駐車場の橋梁補修工事の完了に伴う通常使用再開などにより、前年度比では増加したものの、あぶくま高原道路の工事に伴う小野IC上り線入口の通行止めの影響により、有料道路料金収入は、中期経営計画の令和6年度計画額に達していない。

【料金収入】

	計画額 (R6)	実績 (R6)	【参考】 実績 (R5)
有料道路 料金収入	178,000 千円	137,953 千円	135,407 千円
有料駐車場 料金収入	23,002 千円	23,724 千円	19,230 千円

一方で、支出面では、プール制道路の無料開放償還金が減少したこと、人件費の縮減や事務経費の節減等に取り組んだことから、収支は、25,355千円の黒字となっている。

なお、プール制道路無料開放に伴う借入金返済は令和5年度で終了し、県による債務保証も終了している。

引き続き、料金収入確保に取り組むとともに、今後も支出面での縮減・節減等に取り組んでいく必要がある。

- 平成25年度に観光有料道路3路線が県へ移管され、平成26年度からの公社業務が、福島空港道路及び有料駐車場の管理のみと大幅に縮減されたため、平成27年度から本社をあぶくま高原有料道路管理事務所へ移設し、かつ平成27年度末を以て県派遣職員を引き上げるなど、業務の実態に即した組織・人員体制の見直しを行っている。

(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施

- 福島空港道路については、あぶくま高原道路の工事に伴う小野IC上り線入口の通行止めの影響などにより、令和6年度の年間通行台数は中期経営計画の目標に達していない。

利活用促進の取組として、沿線地域の道の駅、立地企業、観光施設等への訪問による呼びかけや、福島空港において開催されたイベントに合わせたPR活動を実施したところであり、今後も、通行台数増、料金収入増のための取組を継続していく必要がある。

【有料道路事業（福島空港道路）の数値目標】

※原発避難者等の無料措置通行台数を除く。

	目標値(R6)	実績(R6)	【参考】実績(R5)
年間通行台数	552,200 台	432,174 台	422,657 台
料金収入 (※再掲)	178,000 千円	137,953 千円	135,407 千円

- 有料駐車場事業においては、各駐車場の定期清掃等による良好な駐車環境の整備に努めるなど、利用促進を図っているほか、荒町有料駐車場について、契約者に対する入・出庫のリモコンキーの受け渡し等を委託業務の一部とし、利用者の利便性に配慮したことは評価できる。

（３）民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性

- 中期経営計画に基づき、取組を着実に実施することが求められる。
- 福島空港道路については、中期経営計画の目標達成に向け、引き続きPR活動等による利用促進を図るとともに、コスト削減に努めていく必要がある。

公社等名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 「第4期中期経営計画」（令和3年6月～令和6年5月）及び令和6年6月に策定した「第5期中期経営計画」における「市町村にとってかけがえのない存在であり続ける」という長期ビジョンと、「市町村の信頼にこたえる組織」、「人材の育成と働き方改革」、「安定した経営基盤の確立」の3つの基本方針を基に、様々な施策を展開した。 ■ 令和6年度の収入は、主な収入源である発注者支援事業について、土木事業の減少に伴い、前年度比94%の16億8千万円となったが、収支は約2億4千万円の黒字で、借入金もなく、平成21年度以降は黒字傾向にあることから、健全な経営状態を維持している。 ■ 発注者支援事業単体で見ると、令和5年度に比べ県からの受託額が約2千万円の減、市町村等からの受託額が約7千万円の減となった。これは令和6年度において災害復旧・復興事業、除染・除染管理事業等が一定程度進捗し、受託が減少したことによるものと考えられる。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 東日本大震災等の被災市町村に対し、災害復旧に関する様々な相談や助言等を行うとともに、受託業務のフォローアップ、技術者が不足する町村に職員を派遣して指導助言を行う公共事業サポート事業など、積極的な市町村等への支援を実施している。 ■ 県の土木部職員及び市町村の建設事業等担当職員の専門技術研修を行うなど、技術系職員の人材育成と技術力向上に努めている。 ■ 社会資本長寿命化の取組の本格化に伴い、橋梁点検・補修といった長寿命化対策関連の相談・受託が増えつつある。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 市町村等の公共事業の執行支援はもとより、激甚化・頻発化する自然災害の復旧・復興支援、更にはインフラメンテナンス等、良質な社会資本整備と地域社会の発展等に貢献しつつ、健全な経営を継続するため、引き続き市町村等のニーズを的確に把握しながら、収益確保に努めていく必要がある。 ■ 今後、東日本大震災からの復興需要の減少が見込まれる一方、社会資本長寿命化の取組が本格化していくことから、老朽化対策分野の調査・設計・積算等への技術的支援やインフラメンテナンスを担う技術職員の育成支援など新たな需要への対応を強化するとともに、業務量に見合った組織・人員体制について検討を行い、安定的、自主的な運営に努めていく必要がある。	

公社等名称	公益財団法人福島県下水道公社
(1) マネジメントサイクルによる主体的・自主的な公社等経営	
■ 令和6年3月に「第五次中期経営計画（令和6年度～令和10年度）」を策定し、「進行管理部会」による定期的な事業評価及び進行管理を実施するなど、主体的な経営を進めている。 ■ 令和6年度の収支は、災害復旧関連業務進捗等による受託収入の減や、市町村支援事業の事業費の増等により21,894千円の赤字となった。	
(2) 設立目的や県民ニーズに即した事業実施	
■ 原子力発電所事故により下水処理場の下水汚泥から放射性物質が検出されたことに伴う汚泥等の放射性物質濃度測定業務等について、県と連携を図りながら適正に実施している。 ■ 県内市町村を対象に「市町村下水道事業相談費用助成事業」や「市町村下水道担当職員研修」等の相談業務や技術研修を実施しており、下水道技術の維持・発展のため、引き続き、市町村のニーズに応じた支援が求められる。 ■ 収益事業の下水道工事に関する設計積算等の受託事業について、市町村等のニーズに対応して、技術的・専門的な設計積算等の技術支援を実施した。 令和6年度は13団体（23件）から災害復旧関連業務等を受託し、受託事業の収入は123,790千円であるが、災害復旧の進捗等により、受託収入の減が見込まれる。	
(3) 民間等との役割分担・環境の変化を踏まえた今後の方向性	
■ 下水道の維持管理支援や改築更新等の市町村のニーズを的確に把握し、県、市町村、関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。 ■ 県北・県中・田村・二本松の4処理区すべてにおいて、令和6年度までに運転管理の包括的民間委託方式を導入済みであるが、引き続き、第三者機関として、県から委託されている事業者の監督、履行確認等の維持管理補完業務を担うこととなるため、業務量に大きな変化は見込まれない。 ■ 今後、災害復旧関連業務進捗等による受託収入減が見込まれるため、受託収入の確保や業務量に見合った組織・人員体制について、継続的な検討が必要である。	